

新司法試験短答過去問集(刑事訴訟法)  
誤植訂正表

2012年3月16日  
第1版  
スクール東京

ページ	該当箇所		変更前	変更後
	問題番号	場所		
10	22-21	肢イの解説	検察事務官は、検察官の指揮を受けて、捜査を行う(191条2項)。	検察事務官は、検察官の指揮を受け、 <b>捜査をしなければならない(191条2項)</b> 。
10	22-22	肢エの解説	検察事務官は、検察官の指揮を受けて、捜査を行う(191条2項)。	検察事務官は、検察官の指揮を受け、 <b>捜査をしなければならない(191条2項)</b> 。
30	23-22	肢イの解説	告訴は口頭でもできるが、その場合、司法警察員等が調書を作成しなければならない。調書の作成を必要とするのは、告訴の有無の証拠とするためである。本肢では、YはZあてに告訴状を提出するよう求めたのみで、司法警察員等の調書作成がなされていない。	<b>告訴は親告罪の訴訟条件であり、国家刑罰権の行使の契機となるものなので、そのような重大な影響を及ぼす告訴を受理する権限を有する者も、広範な捜査権限の付与された検察官・司法警察職員に限る必要がある。そのため、一定の範囲で捜査権限が制限されている司法巡査では、告訴は受理できない。</b>
39	20-22	【記述】第2段落	…と否とを問わず、個人の権利や法益を侵害するものはすべて(⑥)捜査であるという学説が現れた。この学説によると、	…と否とを問わず、個人の権利や法益を侵害するものはすべて(⑥)捜査であるという学説が現れた。この学説によると、
50	21-22	肢イの解説	218条2項	218条 <b>3</b> 項
50	21-22	肢エの解説	これは、犯罪の嫌疑を前提とせずに行われるものだから、捜査そのものではなく捜査の端緒である。死体について医師等が解剖を行う場合には、死体という財物への侵害を伴うから、鑑定処分許可状が必要であるが、単に五官の作用で見分けるにすぎない検死では、財物への侵害の程度がないに等しく令状を要しない。	<b>検死は、強制処分である検証と同様の五官の作用で見分ける処分が可能であるにもかかわらず、検死を行う際に令状が不要とされている理由は、①死亡が犯罪に起因するものか判断するため、緊急を要する処分であること、②犯罪の嫌疑を前提とせずに行われるものだから、捜査そのものではなく捜査の端緒であるからである。</b>
55	22-23	肢オの解説・条文	218条5項	218条 <b>6</b> 項
59	ブ-24	肢オの解説	218条4項	218条 <b>5</b> 項
68	サ-9	<条文>	218条5項	218条 <b>6</b> 項
96	23-23	肢イの正解	×	<b>○</b>
96	23-23	肢オの正解	○	<b>×</b>
108	21-26	肢エの<条文>	218条5項	218条 <b>6</b> 項
118	ブ-26	肢アの<条文>	218条3項	218条 <b>4</b> 項
126	20-27	肢イの<条文>	218条2項	218条 <b>3</b> 項
126	20-27	肢エの<条文>	218条5項準用	218条 <b>6</b> 項準用
128	18-26	肢アの<条文>	233条参照	233条参照
164	20-31	肢2の<条文>	256条2項1号、64条2項	256条2項1号
206	19-28	肢4の<条文>	273条1項	<b>憲法82条1項</b>
242	19-30	肢ウの解説	本件では甲及びその弁護人は甲が犯行現場に行ったことを争っていることからすると、Wがいまだ甲が現場にいた旨を証言しているのに、甲がいたことを前提として現場付近の「その歩道上の」どこにいたかとする検察官の尋問は、勝手に争点を検察官に有利に判断したことを前提とするであって、裁判所の誤判を誘因するものである。これは、検察官の希望を黙示的に示した質問といえ誘導尋問であり、許されないと考えるべきである。	<b>誘導尋問とは、真実かどうか不明な事実を真実と仮定して行われる誘導尋問をいう。誘導尋問は、誘導尋問の一種ではあるが、誘導尋問がなされたことによって、証人が真実と異なる証言をする可能性がとりわけ高い。そこで、真実発見の要請から、主尋問、反対尋問を通じて誘導尋問を行うことは許されない。</b>
247	22-33	【Kの証人尋問】	検察官、実況見分調書に添付された現場の写真を示します。この写真は、証人が撮影しましたか。	検察官、実況見分調書に添付された現場の写真を示します。この写真は、証人が撮影しましたか。
262	23-27	肢ウの<条文>	350条の10	350条の <b>9</b>
264	ブ-40	肢3の解説	「50万円以下の罰金」との記載のある3箇所	<b>100万円以下の罰金</b>
300	19-34	総論(2)	供述録取書としての性質をもたせるものを現場説明といい	供述録取書としての性質をもたせるものを <b>現場供述</b> といい
300	19-34	肢アの解説	実況見分調書の記載は現場説明にあたるから	実況見分調書の記載は <b>現場供述</b> にあたるから
300	19-34	肢イの解説	実況見分調書の記載は現場説明にあたるから	実況見分調書の記載は <b>現場供述</b> にあたるから
304	18-34	完成文	《乙④検察官及び弁護人に立会権が認められていることにより公正さが担保されていること》	《乙④ <b>検察官</b> 及び弁護人に立会権が認められていることにより公正さが担保されていること》
308	23-36	肢オの<条文>	321条2項	321条 <b>4</b> 項
312	21-36	A証言 C証言(2)	なお、供述の証明力を争うために用いられる弾劾証拠は自己矛盾証拠に限られるから、Aの供述の証明力を争うためにはAの自己矛盾証拠でなければならず、	なお、供述の証明力を争うために用いられる弾劾証拠は自己矛盾 <b>供述</b> に限られるから、Aの供述の証明力を争うためにはAの自己矛盾 <b>供述</b> でなければならず、
361	21-39	【事例】	X宝石店から宝石を窃取した①事実と同年3月3日にY宝石店から宝石を窃取した②事実で、窃盗罪により起訴され、	<b>X宝石店から宝石を窃取した①事実と同年3月3日にY宝石店から宝石を窃取した②事実で、窃盗罪により起訴され、</b>